（利用者が支払うべき対価に関する事項）

第六十八条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定電子決済手段等取引契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第六十九条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称

三　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

四　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

五　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の譲渡手続に関する事項

六　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の譲渡に制限がある場合にあっては、その旨及び当該制限の内容

七　取引の最低単位その他の当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の取引の条件

八　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法

九　当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）

十　利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十一　当該特定電子決済手段等取引契約に関する租税の概要

十二　当該特定電子決済手段等取引契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容

十三　利用者が当該電子決済手段等取引業者に連絡する方法

十四　当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあっては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となっている認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となっている場合にあっては、その名称

十五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該電子決済手段等取引業者が法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該電子決済手段等取引業者の法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十六　その他特定電子決済手段等取引契約の締結に関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

第七十条　特定電子決済手段等取引契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該電子決済手段等取引業者の商号

二　当該電子決済手段等取引業者の営業所の名称

三　当該特定電子決済手段等取引契約の概要

四　当該特定電子決済手段等取引契約が電子決済手段の交換等を行うことを内容とする契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別

ロ　売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別

ハ　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称

ニ　約定数量

ホ　約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

ヘ　利用者が支払うこととなる金銭の額及び計算方法

ト　取引の種類

五　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法

六　当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）

七　当該特定電子決済手段等取引契約の成立の年月日

八　当該特定電子決済手段等取引契約に係る手数料等に関する事項

九　利用者の氏名又は名称

十　利用者が当該電子決済手段等取引業者に連絡する方法

十一　前各号に掲げる事項のほか、取引の内容を適確に示すために必要な事項

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七十一条　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二　当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項、令第十九条の八並びに第四十六条及び第四十七条の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第七十二条　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界